

## ○横浜市請負工事検査事務取扱規程

昭和 41 年 3 月 26 日  
達第 5 号  
庁中一般

横浜市請負工事検査事務取扱規程を次のように定める。  
横浜市請負工事検査事務取扱規程

(趣旨)

第 1 条 横浜市が発注する工事及び製造(物品の製造を除く。)の請負(以下「工事」という。)の検査事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工事担当局 環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局及び区役所をいう。

(2) 工事担当局長 工事担当局長をいう。

(3) 検査員 [横浜市契約規則\(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号。以下「契約規則」という。\)](#)第 56 条第 1 項の規定による検査職員等及び次条第 3 号の中間技術検査を行う者をいう。

(4) 監督員 [契約規則第 55 条第 1 項](#)の規定による監督職員等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程における用語の意義は、[契約規則](#)の例による。

(検査の種類)

第 2 条の 2 検査員が行う検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査 [契約規則第 74 条第 2 項](#)及び[第 7 項](#)並びに[第 76 条](#)において準用する[契約規則第 74 条第 2 項](#)及び[第 7 項\(契約規則第 103 条の 6 第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。\)](#)に定める工事の完成を確認するための検査

(2) 出来形部分検査 [契約規則第 79 条第 4 項](#)及び[第 82 条第 2 項\(契約規則第 103 条の 6 第 1 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。\)](#)に定める工事の出来形部分を確認するための検査

(3) 中間技術検査 工事の主要な部分について、施工状況が適正であるかを確認するための検査

(検査員)

第 3 条 工事担当局に、検査員として検査主幹及び技術検査員を置く。

2 検査主幹は、工事担当局長の命を受けて検査事務の総括を行う。

3 技術検査員は、技術職員をもって充て、検査主幹の命を受けて検査の実施を担当する。

4 前項の規定にかかわらず、技術検査員については、横浜市の一般職職員であった者であって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4及び第28条の5の規定に基づいて採用され、その任期を満了した後、引き続き同法第3条第3項第3号に定める非常勤の嘱託員として雇用されているもので、この規程による検査員の経験を有するものをもって充てることができる。

(検査員の任命)

第4条 検査主幹は、工事担当局長が任命する。

2 総括監督員([横浜市請負工事監督事務取扱規程\(昭和41年10月達第35号\)第3条第2項](#)の総括監督員をいう。以下同じ。)は、請負人から工事完成届([契約規則第76条](#)の指定部分に係る工事完成届を含む。)又は出来形部分検査申請書の提出があったときは、速やかに、内容を照合した上、検査の依頼に係る書面を作成し、これを検査主幹に送付しなければならない。

3 工事担当局長は、中間技術検査の対象となる工事を指定したときは、当該工事の総括監督員に対し、検査の依頼に係る書面を作成させ、これを検査主幹に送付させなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、工事担当局長は、他の局の長に検査事務を依頼する必要があると認めるときは、総括監督員に対し、前2項の規定により総括監督員が作成した検査の依頼に係る書面を当該他の局の検査主幹に送付させることにより、検査事務の依頼を行うことができる。

5 検査主幹は、前3項のいずれかの規定による送付を受けたときは、速やかに、当該工事の検査を担当する技術検査員を任命し、総括監督員に通知しなければならない。

6 前項の規定により技術検査員を任命する場合にあっては、当該工事を担当する係以外の係に所属する者を任命しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りでない。

7 第5項の規定による技術検査員の任命は、書面により行う。これを変更する場合も、同様とする。

8 第5項の規定により技術検査員に任命された者は、速やかに、当該工事の検査の日時を決定し、担当監督員([横浜市請負工事監督事務取扱規程第3条第4項](#)の担当監督員をいう。)を通じてその旨を請負人に通知しなければならない。

(検査の実施)

第5条 検査は、監督員及び請負人の立会いのもとで行うものとする。

2 検査は、工事担当局で定める検査基準に従い、綿密かつ公平に行わなければならない。

3 技術検査員は、工事の施行が設計図書に適合しないと認められるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。

(検査の中止等)

第6条 技術検査員は、検査を行う際、次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちに、検査主幹に報告しなければならない。

(1) 請負人またはその代理人もしくは使用人が検査の執行を妨害したとき。

(2) 手直し、残工事がはなはだしく、検査に値しないと認められたとき。

(3) その他工事施行結果に重大な欠陥が認められるとき。

(検査結果の処理)

第7条 技術検査員は、検査を終了したときは、速やかに、書面をもって、その旨を検査主幹に報告しなければならない。

2 検査主幹は、前項の規定により報告された事項を審査した結果、必要があると認めるときは、自ら当該工事目的物を検査することができる。

3 検査主幹は、前項の審査又は検査により請負人の給付が当該契約の内容に適合しないと認めるときは、その旨を総括監督員に通知しなければならない。

4 検査主幹は、完成検査又は出来形部分検査を実施した場合において、第2項の審査又は検査により請負人の給付が当該契約の内容に適合すると認めるときは、その旨を総括監督員に通知するとともに、工事担当局長に報告しなければならない。

(工事成績の評定)

第8条 技術検査員及び監督員は、それぞれ、完成検査終了後、直ちに、別に定める評定基準により、厳正に当該工事の成績の評定を行い、書面をもって、その結果を工事担当局長に報告しなければならない。

(検査結果等の通知)

第9条 工事担当局長は、[第7条第4項](#)及び前条第1項の報告があったときは、速やかに、書面をもって、当該検査の結果及び前条第1項の評定の結果を請負人に通知しなければならない。

(この規程の適用等)

第10条 工事担当局長が、あらかじめ工事の内容又は請負金額を考慮して認めた工事の検査については、この規程に定める検査事務の一部を省略することができる。

2 総務局、財政局、市民局、健康福祉局、経済局、消防局及び教育委員会事務局において工事を担当する場合においては、この規程の全部又は一部を準用して検査事務を取り扱うことができる。

付 則

(施行期日)

1 この達は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この達施行の際、現に検査員を選任されている者は、別段の辞令が発せられない限り、この達の規定に基づき検査員に選定されたものとする。

3 この達施行の際、現に存する検査調書は、なお当分の間使用することができる。

付 則(昭和 41 年 10 月達第 36 号)

この達は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 43 年 4 月達第 10 号) 抄

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際、この達による改正前の規程の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後のこれらの規程の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則(昭和 46 年 6 月達第 10 号) 抄

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 46 年 11 月達第 30 号) 抄

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 47 年 3 月達第 12 号)

この達は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 48 年 1 月達第 2 号)

(施行期日)

1 この達は、昭和 48 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の達の規定によりなされた手続その他の行為は、別段の定めがない限り、この達による改正後の達の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則(昭和 48 年 6 月達第 24 号)

この達は、公布の日から施行し、施行日以後に工事しゅん功届または工事既済部分検査申請書及び工事出来高内訳書の提出があった請負工事の検査から適用する。

附 則(昭和 52 年 6 月達第 23 号) 抄

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際この達による改正前の達の規定によりなされた手続その他の行為は、この達による改正後の達の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(昭和 53 年 6 月達第 11 号)

(施行期日)

1 この達は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、別段の定めのない限り、この達による改正後の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この達の施行の際現にこの達による改正前の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和 55 年 7 月達第 23 号)

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際この達による改正前の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、別段の定めのない限り、この達による改正後の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(昭和 56 年 11 月達第 34 号)

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定により作成されている第 3 号様式は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和 57 年 6 月達第 20 号)

この達は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 6 月達第 11 号)

この達は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月達第 1 号)

この達は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月達第 10 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税事務取扱規程、横浜市市税関係過誤納金等資金前渡事務取扱規程、横浜市請負工事監督事務取扱規程、横浜市請負工事検査事務取扱規程、横浜市物品及び役務検査事務取扱規程、横浜市庁用自動車管理規程、横浜市マイクロフィルム文書取扱規程、横浜市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程、横浜市職員出張及び旅費請求規程、職務に専念する義務の免除等の手続に関する規程、行政資料管理規程、横浜市食品衛生法施行規程及び横浜市立学校教員住宅規程の規定により作成されている様式書類は、この規程の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 6 年 7 月達第 18 号) 抄

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 5 月達第 8 号)

この達は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月達第 5 号)

(施行期日)

1 この達は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際この達による改正前の横浜市請負工事検査事務取扱規程及び横浜市物品及び役務検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、別段の定めのない限り、この達による改正後の横浜市請負工事検査事務取扱規程及び横浜市物品及び役務検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 11 年 3 月達第 7 号)

(施行期日)

1 この達は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際この達による改正前の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為は、この達による改正後の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 14 年 4 月達第 19 号)

この達は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月達第 11 号)

(施行期日)

1 この達は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この達による改正後の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以後に締結された契約に係る工事について適用し、同日前に締結された契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月達第 15 号)

この達は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月達第 7 号)

この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月達第 7 号)

この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月達第 5 号)

この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月達第 29 号)

この達は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月達第 14 号)

この達は、平成 24 年 4 月 13 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月達第 16 号)

この達は、平成 25 年 4 月 25 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月達第 16 号)

(施行期日)

1 この達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この達による改正後の横浜市請負工事検査事務取扱規程の規定は、この達の施行の日以後に完成した工事について適用し、同日前に完成した工事については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月達第 3 号)

この達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。